

○越谷市野鳥の森設置及び管理条例

平成 7 年 6 月 2 6 日

条例第 2 0 号

改正 平成 7 年 9 月 2 9 日条例第 2 3 号

平成 1 7 年 6 月 2 2 日条例第 4 4 号

(設置)

第 1 条 野鳥等の飼育、展示及び種の保存を行い、市民が野鳥等の小動物とふれあい、観察し、憩える場として越谷市野鳥の森（以下「野鳥の森」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 野鳥の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 キャンベルタウン野鳥の森

位置 越谷市大字大吉 2 7 2 番地 1

(業務)

第 2 条の 2 野鳥の森は、一般に公開するとともに、野鳥の森の設置目的を達成するため、野鳥等の飼育、展示その他の必要な業務を行う。

(開園時間)

第 3 条 野鳥の森の開園時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(入園時間)

第 3 条の 2 野鳥の森の入園時間は、午前 9 時から午後 3 時 3 0 分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に入園時間を変更することができる。

(休園日)

第 4 条 野鳥の森の休園日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日にあたるときは、その翌日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、野鳥の森の管理上必要があると認めるときは、前項に規定する休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(入園料等)

第5条 野鳥の森の入園料は、1人1回につき100円とする。ただし、小学生及び中学生にあつては30円、小学校就学前の者にあつては無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は規則で定めるところにより、入園料を免除することができる。

(入園料の還付)

第6条 既に納めた入園料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、還付することができる。

(行為の制限)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、野鳥の森への入園を禁止し、又は退園を命ずることができる。

(1) 風紀を乱す等他の入園者に迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 他の入園者に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物品を携行し、又は動物を連れている者

(3) 保護者の同行しない小学校就学前の者

(4) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償義務)

第8条 野鳥の森に入園する者は、野鳥の森の施設を破損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が野鳥の森に入園する者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、野鳥の森の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に野鳥の森の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 第2条の2に規定する業務
- （2） 野鳥の森の施設等の維持管理に関する業務
- （3） その他市長が別に定める業務

3 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第3条から第4条まで、第7条及び前条の規定の適用については、第3条及び第3条の2中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条第2項中「市長は、野鳥の森の管理上必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、野鳥の森の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか野鳥の森の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第23号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第44号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。